

令和8年2月20日

検査機関 様

大阪府立桃谷高等学校長

聴講生結核検診（胸部X線検査）について(依頼)

平素より本校の教育活動および生徒の健康管理に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本校では希望者に対して一部科目を履修できる聴講制度を設けています。学校保健安全法により、聴講希望生は結核検診の結果を提出することが義務づけられています。

つきましては、対象者に対して、検査の実施ならびにご高診のほどよろしくお願い申し上げます。

あわせて、検査結果および指導区分につきましては、下記の報告書にご記入くださいますようお願い申し上げます。

年 月 日

大阪府立桃谷高等学校長 様

医療機関名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

医師名： \_\_\_\_\_ 印

報告書

名前 \_\_\_\_\_ について、下記のとおり報告します。

診断（所見）

指導区分

指導事項

《参考》指導区分表

生活規制の面からの区分			医療の面からの区分		
A	要休業	勤務あるいは学業を休む必要のあるもの	1	要治療	医師による直接の医療行為を必要とするもの
B	要軽業	勤務あるいは学業に制限を加える必要のあるもの	2	要観察	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に観察指導を受ける必要があるもの
C	要注意	勤務あるいは学業をほぼ平常に行ってよいもの			
D	正常生活	全く正常でよいもの	3	健康	医療および観察指導のいずれも必要としないもの